

令和8年度メキシコ合衆国における北陸三県連携食品等販路拡大業務委託 に係る公募型プロポーザル 募集要領

1 目的

日本と同規模の約1.3億人の人口を有し、かつ、世界6位となる7万9千人の日系人、約1万人の在留邦人を有するメキシコ合衆国において、福井県、石川県、富山県（以下「三県」とする。）の農林水産物、加工食品、日本酒等の販路を開拓・拡大するためにプロモーションを実施し、事業終了後においても継続的な取り扱いを目指す。

2 委託業務内容

- (1) 業務名 令和8年度メキシコ合衆国における北陸三県連携食品等販路拡大業務
- (2) 事業内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月22日（月）まで
- (4) 予算限度額 6,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 福井県（ふくい食輸出サポートセンター）と契約締結が可能であること。
- (2) 国内外を問わず法人格を有していること。
- (3) 当要領に記載している業務に精通し、同様（販路拡大イベントや日本からの食品輸出のサポート等）の業務実績を有すること。（共同企業体にあつては、構成員のうち1社以上の者が実績を有すること。）
- (4) 日本語で企画提案書の提出および契約締結が可能であること。契約及び支払い通貨は日本円とし、外国為替の影響は考慮しないものとする。
- (5) 現地において業務を遂行するにあたり交渉を円滑に実施するため、対象とする国・地域において、業務上の交渉が可能な語学力を有する者が本業務に従事すること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (9) この手続きにおいて、単独の法人または共同企業体の構成員として重複して参加していないこと。

4 スケジュール（予定）

項目	日程
① 募集要領等の公示	令和8年4月6日（月）
② 質問受付期間	令和8年4月6日（月）～4月13日（月）
③ 参加申込期間	令和8年4月6日（月）～4月27日（月）
④ 質問回答日	令和8年4月20日（月）

⑤ 参加資格の結果通知	令和8年5月13日（水）
⑥ 企画提案書提出期限	令和8年5月20日（水）
⑦ 書類審査（3者以上の場合実施）	令和8年5月21日（木）～5月22日（金）
⑧ 書類審査結果通知	令和8年5月27日（水）
⑨ 審査会	令和8年5月29日（金）
⑩ 契約締結	令和8年6月上旬～

5 参加資格の認定手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

提出書類
・参加申込書（様式1）
・企画提案参加資格誓約書（様式2）
・定款や商業登記証明の写し（これに類するもの） なお、共同企業体にあつては、主たる企業のみで可
・過去の同種案件（日本からの食品輸出のサポート、海外における販路拡大イベント等）の受託実績がわかるもの（契約書の写し等）
・共同企業体にあつては、共同企業体協定書（様式3）、協定書等の写し
参考資料
・会社概要、履行体制等がわかるもの
・直前2事業年度分の事業報告書または、事業内容が分かる資料および財務諸表類

（1）提出期間

令和8年4月6日（月）～4月27日（月）

（2）提出方法

電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合（7MB以上）は、データ転送サービスの使用を認める。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、提出後における申込書の追加及び変更は原則認めない。

（3）提出先

ふくい食輸出サポートセンター事務局（以下「事務局」という。）
事務局（E-mail：ryutsu@pref.fukui.lg.jp）

6 質問の提出および回答

（1）受付期間

令和8年4月6日（月）～4月13日（月）

（2）提出方法

（様式4）に記載し電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合（7MB以上）

は、データ転送サービスの使用を認める。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、提出後における申込書の追加及び変更は原則認めない。

(3) 提出場所

事務局 (E-mail : ryutsu@pref. fukui. lg. jp)

(4) 回答

質問をした者および参加申込書を提出した者全員に対し、令和8年4月20日(月)までに電子メールで回答する。

7 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年5月13日(水)に電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面または電子メールにより通知する。

8 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

提出書類
企画提案書 ※ただし、25頁を上限とする。 ・別添仕様書を満たす内容
経費見積書(内訳含む) ※ただし、1頁を上限とする。 ・項目、数量、単価、金額、税額を明らかにすること。 ・見積総額は、上記2(4)の額を超えないこと。 ・不課税取引と課税取引を分けて記載すること。 ・税額に1円未満の端数がある場合は切り捨てた金額を税額とする。 ・円建て(外国為替変動による契約金額の変更は行わない。)

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合(7MB以上)は、データ転送サービスの使用を認める。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、提出後における申込書の追加及び変更は原則認めない。

(2) 提出期限

令和8年5月20日(水)

(3) 提出場所

事務局 (E-mail : ryutsu@pref. fukui. lg. jp)

(4) 留意点

提出後における企画提案書の追加および変更は原則認めない。

企画提案に関する経費は全て提出者の負担とする。

提出された企画提案書等のデータは、審査に必要な範囲内において複製することがある。

企画提案者が3者以上の場合は、書類審査を実施し、令和8年5月27日（水）に結果を通知する。

9 審査会（詳細は後日連絡する。）

(1) 日 時 令和8年5月29日（金）（予定）

(2) 場 所 オンライン

(3) 実施方法 ○プレゼンテーション 20分以内
○質疑応答 15分以内

(4) その他

企画についてはWEB会議ソフト（Microsoft Teams を予定）を介したオンライン提案とする。なお、当日の追加資料は認めない。

公正な審査の妨げの恐れがある行為を行った場合は、参加資格を失う。

10 審査方法および優先交渉権者の選定

①下記の評価項目に従い、提出書類の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価し、採点する。

審査の観点	
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・集客のための情報発信の方法（広報媒体・手段）は十分な広報力があるか。 ・イベント効果を高めるためのプロモーションや会場アレンジ等により、三県産食材や加工品、日本酒等の認知度拡大、興味喚起、販路拡大につながる効果が期待できるか。 ・取引の成約につながる実現性のある企画となっているか。
的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・三県の特性・課題を的確に把握し、反映された企画となっているか。
波及性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後も継続して三県産食材および加工品、日本酒等を扱ってもらえるような実施内容となっているか。
独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案に独自性があり、三県産食材および加工品、日本酒等の販路拡大につながる内容となっているか。
食品事業者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・メキシコ合衆国に輸出したことがない事業者であっても、サンプル品、食材等の具体的な輸送方法、費用負担が明記されており、手続きを十分サポートする体制が整っているか。 ・事業を通じて、食品事業者や酒造業者への適切なフィードバックを行える仕組みとなっているか。 ・輸入ライセンス、通関書類作成、物流（日本国内渡し）、保管（冷凍・冷蔵）、円決済など、食材の輸送や手続き等が円滑に行える内容となっているか。
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・準備活動も含めて、円滑なスケジュールとなっているか。
趣旨・目的の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨、目的を理解した提案内容かつ仕様書を満たす内容となっているか。また、業務に対し、積極的に取り組む意欲があるか。

業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 ・海外における類似した事業の実績を有しているか。 ・食品事業者や事務局との連絡を密にとることができる体制となっているか。
経費積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性が図られているか。 ・全体の予算額について、費用対効果が優れているか。 ・企画提案の内容が実現可能な経費内訳になっているか。

②採点の結果、最も優れた者を優先交渉権者とする。

③選定結果は、企画提案者全員に対し、代表者（担当者）あて電子メールにて通知する。

なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

④優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

1.1 契約の締結

優先交渉権者と企画提案書等の内容に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、契約を締結する。したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

1.2 提出先および問い合わせ先

ふくい食輸出サポートセンター事務局

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部流通販売課 流通販売グループ 藤本、長島

TEL 0776-20-0421

E-mail ryutsu@pref.fukui.lg.jp